

研究ノート

「保護標章問題」についてのノート
——政治文化史的視点から——

目次

はじめに

- 一 赤十字運動の発足
- 二 赤十字標章をめぐる対立（標章の複数化・拡散）
- 三 未承認標章と脱植民地をめぐる問題
- 四 「第三標章」の採択
- 五 近代日本と赤十字標章
今後の展望

小菅信子

はじめに

保護標章問題とは、保護標章の複数化あるいは拡散と統一をめぐる問題である。赤十字標章問題とも呼ばれる。戦地・紛争地という限界状況において、敵味方の区別なく、あらゆる差別なしに、ひたすら苦痛の度合いによって救護を行ない、人間の尊厳を守ろうとするのは愛しき発想である。保護標章問題とは、そうした人道理念そのものについては双方の合意がはかられているにもかかわらず、その合意を実践に移すに際して不可欠な中立と保護をあらわすシンボルをめぐるひきおこされた、長期にわたる歴史的背景に根差した感情対立である。こうした文脈からいえば、保護標章問題は、多国間条約としても加盟国数の多い条約のひとつである、ジュネーブ条約の一部条文をめぐる、もともとグローバルな歴史認識問題と位置づけることができる。

本研究は、保護標章問題を中心に、人道の原則と実践をめぐる憎悪と友愛が交錯する国内・国際政治の「感情」のひだに分け入り、普遍的でグローバルな平和構築と和解への努力の軌跡についてあきらかにすることを課題とする。⁽¹⁾

赤十字標章をめぐる対立は、初期においてはキリスト教・ヨーロッパ起源の諸国家（赤十字）と非キリスト教・非ヨーロッパ諸国（赤新月など）との間に、植民地・脱植民地の時代には被植民地・旧植民地に設立された救護社が採用した標章をめぐる、「多民族国家」ソ連の誕生後は赤十字・赤新月標章を併用する「ダブル・エンブレム」をめぐる、さらにイスラエル建国後は主としてパレスチナ情勢に連動し中東地域において展開されてきた。また、

日本の事例のように、受容はしたものの、ある種の含意の変容を遂げたケースもあった。標章問題は、国民国家の時代の国際関係におけるシンボルをはさんだ宗教対立・異文化摩擦、あるいは文化変容・文化蝕変の表象でもあった。⁽²⁾

一 赤十字運動の発足

赤十字は、一九世紀後半に発足した国際人道運動である。戦争という憎悪のつばに友愛を注入しようとする赤十字運動は、戦場における不必要な苦痛や死を軽減することを目的として、傷病兵を保護することに始まった。言葉をかえれば、赤十字運動は、攻撃対象を制限することで「戦争の文明化」を促そうとするものであり、そこには、当初、平和を維持する機能はもとより、戦争自体を禁止する主張も盛り込まれていなかった。しかしながら、ゆえにこそ、赤十字の人道的主張は、現実の国際政治にあつて、一般的かつ自明な道徳的概念として万人の心を揺るがし、国際社会に受け入れられた。

また、各国赤十字社の設立と活動は、当該国のジュネーブ条約への加盟を前提としたため、赤十字社は一国に対して一社であらねばならず（一国一社の原則）、このことは、ひるがえつて、赤十字社の活動がその国の愛国主義やナショナリズムを高揚し、同社が軍国主義的組織化しうることを意味した。実際、赤十字社という民間救護社の人道活動は、政府と軍との関係なしには達成しえないというジレンマのなかで実現したのである。

赤十字標章をめぐる諸問題は、「十字」をめぐる宗教対立の歴史を背景に、国民国家の時代の政治文化的状況を

背景として浮上した。戦地・紛争地における戦時救護と戦争犠牲者の保護のためには、国際的な合意と保証とが不可欠である。同時に、武力行使の当事国内での戦争犠牲者の識別と保護についてのコンセンサスが、さらにもまし必要となる。さらに、かりに、そのようなコンセンサスがはかれたとしても、それを実践に移すための国際的合意のシンボルである標章に実質を反映させ表象させていくのは容易な作業ではない。識別と保護をあらわす赤十字標章をめぐるコンセンサスは、非ヨーロッパ・非キリスト教起源の国家とヨーロッパ・キリスト教起源の諸国家のあいだで、いかに図られたか、あるいは、なにゆえに図られてこなかったか。「赤十字」という国際的言説がより国際化し、普遍化し、グローバル化していく過程で、赤十字標章は、非ヨーロッパ・非キリスト教諸国のナショナル・アイデンティティとしての文化、ナショナルな含意としての宗教性ないしは非宗教性、あるいは「土着」的なものといかに調和したか、しなかったか。

本研究では、上の問題意識をふまえて、赤十字標章というシンボルをめぐって交錯し、衝突し、対立し、和解し、変容した、国民国家のアイデンティティとしてのさまざまな政治文化的要素について、具体的に事例をあげつつ考察する。そのうえで、標章の複数化と「拡散防止」に対処するべく二〇〇五年に採択された「第三標章」(ジュネーブ条約第三追加議定書)——すなわちレッド・クリスタル(赤水晶)の追加採択——をめぐる現状と課題について検討する。³⁾「第三標章」の採択によって、国際条約という法形式のうえでは、標章拡散の危機はかくも回避され、同問題の包括的解決がはかられている。しかしながら、標章問題の「真の」解決は、とりわけ中東紛争の解決の可能性に関わり、同時に、植民地支配後の和解とも深く関わる。関係諸国間のよりよき和解のために、今後いかにして標章問題に取り組みうるかについて、あわせて考察を試みる。

なお、日本では、概して、平和構築への努力といった場合、「反戦主義 pacifism」が連想されることが多い。他方、本研究で扱う標章問題は、もっぱら「人道主義 humanitarianism」を通じた平和構築をめぐる問題である。「人道」の言説には、「反戦」の立場から見て、しばしば悪い印象を与えるような側面が存在する。本研究においては、一国の赤十字社と赤十字による人道活動のリアリティを實質的に規定していくものが、政府や軍のジュネーブ条約尊重意識、軍事的必要性をめぐる価値観の緊張関係、赤十字社の独立性、国民の愛国と好戦の心情的距離、所与の時代と社会の「人間」観などの要素であることを指摘しつつ、とくに一九世紀後半から二一世紀初頭にかけての平和思想の潮流を概観することをあわせて課題としていきたい。

以下では、保護標章問題の概要を述べ、同問題についての今後の研究課題をあきらかにするよう努めたい。

二 赤十字標章をめぐる対立（標章の複数化・拡散）

赤十字標章の歴史は、赤十字運動の苦難の軌跡でもある。そもそも一八六四年の第一回ジュネーブ条約で公式に採択された白地赤十字章は、一八七六―七八年の露土戦争中にオスマン帝国の白地赤新月標章の採択によって複数化した。エジプトもまた赤新月を、つづいてペルシアが赤獅子太陽を、シヤムが赤い火炎を採用した。これら諸国は標章について赤十字条約を保留し（シヤムはのちに撤回）、一九二九年ジュネーブ条約第一九条において赤新月と赤獅子太陽は例外的記号として書き加えられた。この後、条約加盟国の一部が赤新月を採用するようになった。

一方、一九三一年、パレスチナ委任統治領において設立された救護社が、同社の設立と「赤ダビデの盾 the red



図1 従来の標章（左の二点）と二〇〇五年ジュネーブ外交会議で採択された新標章・レッド・クリスタル（赤水晶）。



図2 未承認標章の事例の一部（左からアフガニスタン、イスラエル）。出典は注4を参照。

に消極的な態度を示した。

標章問題が再燃したのは第二次世界大戦後、一九四九年外交会議においてであった。たとえば、ビルマは、同国を含むアジア諸国の救護社によって、独自の新標章がそれぞれ採択される可能性を示唆した。その後、インドやジンバブエなど非ヨーロッパ地域の一部の救護社が独自の標章を採択し、赤十字国際委員会に承認を要請したが、いずれも拒否された。

一方、同外交会議では、イスラエルが、およそ二〇年にわたって「赤ダビデの盾社」や軍の医療部隊が用いていた「赤ダビデの盾」標章の承認を求めた。討論の末、この会議で採択された改正ジュネーブ条約（一九四九年ジュ

shield of David」の採用を赤十字国際委員会に通報した。さらに一九三五年、アフガニスタン政府が、「赤壁龕社 Mehrab-e-Ahmar/The Red Archway Society」の承認を要請した。「赤ダビデの盾」はいわゆるダビデの星と呼ばれる六角星形をデザインした標章で、「赤壁龕」はモスクの壁龕、つまりイスラム教徒が祈りを捧げる方向すなわちメッカの方向をデザインした標章であった。双方のケースとも、赤十字国際委員会はただちに条約上認知されている標章を用いるよう警告し、それぞれの救護社の承認

ネーブ条約)の第一条約第三八条は、一九二九年条約第一九条をほとんどそのまま踏襲した。赤十字標章と同様に、赤新月と赤獅子太陽が保護標章として公式に確認されたのは、この一九四九年ジュネーブ第一条約第三八条においてであった。その後、一九八〇年にイランが赤獅子太陽を放棄し、かわって赤新月を用いることを決めた。一九八三年には国際赤十字・赤新月連盟が白地赤十字赤新月標章を採用した。

三 未承認標章と脱植民地をめぐる問題

未承認標章 unrecognized emblems については、フランソワ・ブニヨンが The emblem of the Red Cross: A brief history で論じている。⁽⁴⁾ ブニヨンの先行研究をふまえて、未承認標章の使用や承認申請の事情を理解するために、その背景にある植民地支配後の状況、植民地時代の赤十字活動のあり方、標章問題解決のプロセス、さらに、国際関係におけるシンボルや美的記号の果たす役割について考察を深める必要がある。

本研究のための調査の過程で、赤十字豊田看護大学ならびに日本赤十字社が保管する、主として創設期から日中戦争期を対象とする日赤史料に、日赤の海外委員会、「満州国赤十字社」、海外の赤十字社・赤新月社の活動などに関するものがかかり含まれていることがわかった。これについては、調査成果の一部を発表した。⁽⁵⁾

未承認標章、海外の赤十字社・赤新月社の動向については、時間と語学力の限界から、今後の課題とするところが多い。また、英国赤十字社アーカイブスに関連資料が保管されているが、こちらも調査をひととおり終えた。以下、ブニヨンの先行研究にそって、未承認標章の事例(図説)を紹介する。⁽⁶⁾ 彼の研究は自身が説明しているように、



① 「赤十字赤新月」章 (キプロス)



② 「赤糸車」章 (インド)



③ 「赤ダビデの盾」章 (イスラエル)



④ 「赤糸杉」章 (レバノン)



⑤ 「赤犀」章 (スーダン)



⑥ 「赤卍」章 (スリランカ1)



⑦ 「赤獅子捧剣」章 (スリランカ2)



⑧ 「赤椰子」章 (シリア)



⑨ 「赤十字火炎」章 (タイ)



⑩ 「赤子羊」章 (ザイール)



図4 「ダブル・エンブレム」章

各社との通信文を通じて「經驗的に」まとめたもので網羅的ではない。⁽⁷⁾ 調査にあたっては、各社が保管している資料の調査が必要とされる。ちなみに、本研究では、以下の事例のうち、とくに英植民地支配下にあった国に設立された社と、日本（ならびに日本の「傀儡国家」とされる満州国に設立された「満州国赤十字社」―但し、後述するように、ここまでの調査の結果では、同社をめぐっていわゆる標章問題はとくに起らなかった）を選び調査を継続している。

さて、「第三標章の採択に先んじて、以下の五点にわたる疑義が生じるようになっていた。第一に、標章をめぐる現在の状況が、国際赤十字・赤新月運動の原則の一つである「公平」に反するものではないかという疑義である。つまり、一方で赤十字あるいは赤新月の標章を留意に識別することが可能な国々と社があるのに対して、それが困難な国家や社があるという事実である。第二に、同様に現況が原則の一つである「世界」性にもとるのではないかという問題である。前述のイスラエルのケースや、あるいはエリトリアのケースなどがそれぞれにあたる。

エリトリアの場合、同国の人口はほぼ半々のキリスト教徒とイスラム教徒によって占められており、その結果、同国は「ダブル・エンブレム」すなわち「赤十字赤新月」標章の承認をもとめてきた。しかしながら、「ダブル・エンブレム」は条約上認められていない。現行のジュネーブ条約では、「赤十字」か「赤新月」かのいずれかを採用しなくてはならないことになっている。

かつて、ソ連では、「ソ連赤十字赤新月社同盟」が同国を代表し、各共和国はそれぞれに赤十字社ないしは赤新月社を設立していたが、ソ連崩壊後しばらくのあいだ、やはり人口のほぼ半分をキリスト教徒、残り半分をイスラム教徒が占めるカザフスタンは「ダブル・エンブレム」を採用した。しかし、のちにカザフスタン赤新月社に改称、

二〇〇三年に正式承認された。他方、エリトリアの場合、同国政府は「ダブル・エンブレム」の採用を欲しつつも、二〇〇〇年にジュネーブ条約に加盟する際には、標章に関する条約上の留保をいっさいおこなわなかったという経緯があった。

第三に、標章「拡散」の危険はイスラエルとエリトリアに限った問題ではなく、また、第四に、条約上の承認標章が現に複数化していることよって、多宗教国家内の標章に対する不満を、該当国の赤十字社ないし赤新月社がかろうじて抑えているようなケースでは、まんいち内戦が勃発した場合、社内が分裂し機能麻痺に陥る危険がある。さらに、最も深刻な第五の問題として、複数の標章の共存が、とりわけ異なる標章を用いている勢力の間で戦線が開かれた場合、保護標章の機能を弱体化させ、中立をあらわすシンボルとしてではなく、「敵」を認識するための記号として機能してしまう恐れがでてきた。

標章を、「保護」をあらわすシンボルとして機能させるためには、敵味方ともに、同じデザインの記号を用いる必要がある。にもかかわらず、条約上、保護標章の統一が破られている状況が長年続いてきた。一九九〇年代には、赤十字国際委員会が非宗教的な新デザインの標章の制定を提案、二〇〇〇年にはジュネーブ条約締約国会議を開催する予定であったが、中東情勢の悪化のため延期された。

四 「第三標章」の採択

二〇〇五年、第三の追加議定書が署名開放された。これによって、現行の赤十字・赤新月標章につづいて新たな

標章——「第三標章」すなわちレッド・クリスタル（赤水晶）が追加された。「第三標章」の採択によって、標章拡散の危機はからくも回避され、同問題の包括的解決がはかれることになった。このことは、中東紛争の将来的解決と和解の可能性にも関わっていた。このジュネーブ外交会議の一般討議には五〇国以上の代表が参加し、もっぱらイスラエルの「赤ダビデの盾社」と「赤ダビデの盾」の問題、パレスチナ赤新月社の正式承認をめぐる問題、シリア赤新月社の問題を念頭に、大多数が標章問題について包括的解決に至る必要を強調し第三議定書支持した。しかし、一部の代表は中東情勢とりわけ一九六七年以来イスラエル軍によって占領されているゴラン高原の状況に鑑み、採択にはまだ機が熟していないと異議をとなえた。かくして、「第三標章」（第三追加議定書）の採択が投票によって決せられた。これについて、フランソワ・ブニオンは、「第三標章」と標章と第三議定書の採択は、「運動のシンボルが同時に希望、寛容、開放性そして普遍性のシンボル」であることを示す機会にしないではいけないと述べた。最終的に、第三追加議定書は九八対二七（棄権一〇）によって採択された。この事実については、これを国際赤十字・赤新月運動に楔を打ち込む行為であるとする非難も聞かれた。二〇〇七年三月の段階で、ジュネーブ条約加盟国数一九四（ちなみに国連加盟国一九二）、第一議定書一六七、第二議定書一六三に対して、第三議定書は七五カ国（当事国九）にとどまっている。

五 近代日本と赤十字標章

アジアで最初のジュネーブ条約の加盟国となる日本は、一八六五年に非キリスト教国として初めてジュネーブ条



図 5 「博愛社」章（博愛社は日本赤十字社の前身）

約に加盟したオスマン帝国が抱えた難問と、よく似た問題を抱えていた。つまり、ヨーロッパを起源とする戦時救護運動に付けられた赤十字という呼称や赤十字標章が帯びるキリスト教的含意に対する忌避や嫌悪を、どう処理していくかという問題である。⁽⁸⁾

すでに、一八七一（明治四）年、当時軍医頭であった松本良順が、陸軍衛生部の徽章として「白地赤十字」を用いることを提議したが、内閣太政官が、「十文字ハ耶蘇教の原因セリトテ、痛ク之ヲ忌ミテ用ルコトヲ禁止」したという経緯があった。松本は、いずれ日本がジュネーブ条約に加盟したあかつきには「赤十字」を用いることになるであろうから、その際に赤の縦線を加えればよいだろうということと、「朱色ノ横一文字」の標章を使用することとした。

非キリスト教国の赤十字社として、日本赤十字社は、赤十字が同宗教とはいっさい関係がないことを、たびたび強調していくことになる。だが、こうした宗教上の問題は、ジュネーブ条約加盟後初の国際戦争であり、敵国に比して「文明国」たるを示すことを重要課題とした日清戦争での日赤の活動を通して実質的には解消されていき、以後、すくなくとも、オスマン帝国のように、新標章を採用すべきだとする議論が公にされることはなかった。近代日本の場合、赤十字標章の受容を政治的に可能にしたものは政府の欧化政策であったが、それを感情的に心理的に容易にしたものは皇室の「恩眷」にあった。

これについては、美子皇后の簪をめぐる挿話が、問題の解決のされ方を象徴的に示している。すなわち、日赤改称後まもない時期に、初代社長の佐野常民が報告のため美子皇后に謁見し、日赤の社章をどうしたらよかろうと迷っていると打ち明けたところ、皇后が自分の髪にさしていた簪を示して、これに彫りつけてある模様の桐竹鳳凰を

使つたらよいだろうと助言したというのである。

今日に続く日赤の社章のいわれを物語るこの挿話は、皇后の簪、すなわち皇室という「伝統」が、赤十字というヨーロッパ・キリスト教起源の事業を受容し、保護したという連想を与えるだけにとどまらない。日赤社章における皇后の簪と赤十字の目にみえるかたちでの抱擁は、日本の赤十字は皇室なる「伝統」とキリスト教ヨーロッパの十字なる「伝統」との対等の、あるいは前者が優位を占める東西調和の姿であり、さらには赤十字がキリスト教とはまったく無関係であるということイメージさせる。近代日本において、赤十字の非宗教性を担保したのは、皇室の「恩眷」であった。日本と同じように非キリスト教国で非ヨーロッパ起源のオスマン帝国は、赤十字標章にキリスト教性を認め、ナショナルで宗教的な白地赤新月章の採用に踏みきった。これにたいして、明治日本は、赤十字標章にキリスト教性を認めつつこれを受容し、その表象するところを皇室と一体化させて非宗教化し、そのうえで、天皇を頂点とする愛国心のシンボルとしていったといえる。

近代日本において、赤十字は、他に比類のない発展を遂げた。ここでは、赤十字標章は、天皇と皇室を頂点とする愛国心の象徴、国民統合の装置のシンボルとしても機能した。しかしながら、日本における赤十字の限界は、一九三〇年代から四〇年代前半にかけて、反西欧としての自己の文化的人種的優越性の模索と、〈国民軍〉の士気の維持という二つの課題が、名誉の戦死、生きて虜囚の辱めを受けずという実践のファナティックな奨励において一致した時にあらわになった。にもかかわらず、(あるいは、それゆえにこそ、)日赤はナショナリズムと好戦的な軍国主義の脈絡においていつその発展を遂げ、国民は泥沼化していく戦争の中で、国家と国民のために戦う家族や隣人を不条理な苦痛と死から解放するものとしての赤十字への期待を切実に抱いた。そして、同時期の日本国民の

多くが、赤十字標章に対して憧憬と、敬意と、称賛の感情を抱いたのである。

今後の展望

保護標章問題は、すでに述べてきたような文脈における重要性に加えて、国際関係における美的シンボルの役割ないしはその表象するところについて考察するうえでも興味深い事例であるが、とりわけ国内においては、東日本大震災と東電福島第一原発事故後の状況——いわゆる「ポスト三・一一」と呼ばれる状況——について、沈着な洞察を深めるためにも重要であると筆者は考える。さらに、本稿の冒頭で解説したように、とりわけ東アジア近隣諸国とのあいだに過剰に政治化した歴史問題群を抱える日本の今後の「和解政策」を立案するうえでも、多くの示唆を与えうるものであるといえる。

今後の展望としては、第一に、赤十字の歴史的論点について、その政治思想的文脈・戦時救護と平時救護（「戦場」から「被災地」まで）、「赤十字愛国主義」、赤十字運動と植民地主義、「赤十字の微妙さと限界」⁹⁾について概説し、第二に、もともとグローバルな歴史問題として保護標章問題を位置づけ、標章の複数化（オスマン帝国と「赤新月」、標章問題の拡散（パレスチナと「赤ダビデの盾」）、「ダブル・エンブレム」問題（「多民族国家」ソ連の場合）、アジアの脱植民地と未承認標章問題、第三標章「赤水晶」の採択について論じたうえで、第三に、日本と赤十字標章をめぐる諸問題について、アジアの「文明国」としての赤十字運動の受容、日本赤十字社の誕生、日本における赤十字神話の創出と国民統合、日本赤十字社と災害救護、承認されなかった「満州国赤十字社」の

諸相⁽¹⁰⁾、「大東亜戦争」と赤十字標章、赤十字と歴史問題についてさらなる考察をかさねていきたいと考えている。

【付記】

本研究は、科学研究費補助金（二〇〇三～二〇〇五年度採択、基盤研究C・個人）を得たのちに、山梨学院大学短期在外研究制度（二〇一〇年度採択）によってさらに研究を進めることができた。『救護とナショナリズム——赤十字標章の歴史』（仮題）として、慶応義塾大学出版会より二〇一二年刊行予定。

注

(1) 本研究の主要な基本文献は以下の通り。

- 「文明」と「人道」については、大沼保昭『人権、国家、文明——普遍主義的人権観から文際的人権観へ』（筑摩書房、一九九八年）、田中忠「人道観念の諸相」（寺沢一他編『国際法学の再構築 上』東京大学出版会、一九七七年、九五～一四八頁）。一九世紀後半の非ヨーロッパ・非キリスト教国の国際社会加入については、広瀬和子「国際社会の変動と国際法の一般化——一九世紀後半における東洋諸国の国際社会への加入過程の法社会学的分析」（寺沢一他編『国際法学の再構築 下』東京大学出版会、一九七八年一〇七～一六〇頁）。国際人道法については、藤田久一「新版 国際人道法（増補）」（有信堂、一九九三年）。
- 赤十字国際委員会、各国赤十字社、日本赤十字社の歴史についての『日本赤十字社史稿』以外の文献としては、ジャン・ピクテ著、井上忠男訳、日本赤十字社・青少年課編『国際人道法の発展と諸原則』（日赤会館、二〇〇〇年）、井上忠男『戦争と救済の文明史——赤十字と国際人道法のなりたち』（PHP 研究所、二〇〇三年）。André Durand, *From Sarajeno to Hiroshima, History of the International Committee of the Red Cross* (Geneva: Henry Dunant Institute, 1984), John F. Hutchinson, *Champions of Charity: War and the Rise of the Red Cross* (Colorado and Oxford: Westview Press, 1996) / 日本赤十字社編『人道——その歩み 日本赤十字社百年史』（共同通信、一九七九年）/ Olive Checkland, *Humanitarianism and The Emperor's Japan 1877-1977* (London: Macmillan, 1994/ 邦訳は、工藤教和訳『天皇と赤十字——日本の人道主義一〇〇年』法政大学出版局、二〇〇二年）。
- また、第二次世界大戦期における日本赤十字社をめぐる諸問題について論じた主要な文献としては、日本赤十字社編『日本赤

十字社社史稿 五 昭和十二年～昭和二十年」日本赤十字社、一九六三年、八一頁。Frederic Sordet, *Inter Arma Caritas, the Work of the International Committee of the Red Cross during the Second World War*, Geneva: The International Committee of the Red Cross, 1948, popular edition 1973. 大川四郎編訳「欧米人捕虜と赤十字活動——パラヴィーチー博士の復権」(論創社、二〇〇五年)、柘井孝『太平洋戦争中の国々人道活動の記録〔改訂版〕』(日本赤十字社、一九九四年)、原禎嗣「日本赤十字社戦中文化書の基礎的研究——太平洋戦争中の俘虜救恤活動に関する史料紹介を兼ねて」(『法学論集』第六〇号、山梨学院大学法学研究会、二〇〇八年)。

日赤の戦地での救護活動については、秦郁彦「日本赤十字社と戦時救護」(河合利修編『赤十字史料による人道活動の展開に関する研究 報告書』日本赤十字豊田看護大学、二〇〇七年三月) 八一—九〇頁。川口啓子・黒川章子「従軍看護婦と日本赤十字社——その歴史と証言」(文理閣、二〇〇八年)。あわせて、二〇〇八年夏に史料公開された日赤の戦時救護報告書については『朝日新聞』(二〇〇八年八月三一日付)。

- (2) 筆者による本研究に関連する主要な公刊文献は以下の通り。小菅信子「博愛社から日本赤十字社へ」(二つの世界大戦と赤十字) 黒沢文貴、河合利修編『日本赤十字社と人道援助』(東京大学出版局、二〇〇九年)、「赤い十字と〈異教国〉」(木畑洋一他編『戦争の記憶と捕虜問題』東京大学出版会、二〇〇三年)、「〈戦死体〉の発見——人道主義と愛国主義を擁護させた身体」(石原久郎、鈴木晃仁編『身体医文化論——感覚と欲望』(慶応義塾出版会、二〇〇二年)、「総動員と日赤分区」塩山市史編さん委員会編『塩山市史 通史編 下巻』(塩山市、一九九八年)。「The non-religious red cross emblem and Japan」、*The International Review of the Red Cross* (English edition): 'L'emblème "non religieux" de la croix rouge et le Japon', *Revue Internationale de la Croix-Rouge* (French abstract), Number 849, 2003. Religion, the Red Cross and Japanese Treatment of POWs, in *Japanese Prisoners of War* (edited with Philip Towle and Yoichi Kibata) London and New York: Hambleton and London, 2000.

- (3) 「第三標章」問題に関する主な参考文献は以下の通り。François Bugnion, "The emblem of the Red Cross: A brief history", ICRC, Geneva, 1977, 81 pp. (off-print from the *International Review of the Red Cross*, No. 194, April 1977, pp. 167–190, No. 195, May 1977, pp. 229–256, No. 196, June 1977, pp. 283–298); "The red cross and red crescent emblems", ICRC, Geneva, 1989 (offprint from the *International Review of the Red Cross*, No. 272, September–October 1989, pp. 408–419); "Towards a comprehensive

- solution to the question of the emblem". ICRC, Geneva, June 2000 (off-print from the *International Review of the Red Cross*, No. 838, June 2000, pp. 427-478); (revised fourth edition: off-print April 2006, 85pp.). Council of Delegates, Geneva, 11-14 November 2001, *Emblem*, Document prepared by the Standing Commission of the Red Cross and Red Crescent, Geneva, August 2001, 15 pp. + annex. Council of Delegates, Seoul, 16-18 November 2005, *Report on the Emblem*, document prepared by the Standing Commission of the Red Cross and Red Crescent, Geneva, September 2005, 7 pages + annexes. *Daily Bulletin*, General Assembly of the International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies Council of Delegates of the International Red Cross and Red Crescent Movement 29th International Conference of the Red Cross and Red Crescent, Issue 1, Geneva, 20 June 2006; Issue 2, Geneva, 21 June 2006; Issue 3, Geneva, 22 June 2006. 28th International Conference of the Red Cross and Red Crescent, *Report on the Follow-up of the Resolution 3 of the 27th International Conference on the Emblem*, Geneva, October 2003, 14 pages + annexes. Jean S. Pictet, "The sign of the red cross", *Revue internationale de la Croix-Rouge*, English Supplement, Vol. II, No. 4, April 1949, pp. 143-175; ICRC, Geneva, 1952-1960. Jean S. Pictet (ed.), *The Geneva Conventions of 12 August 1949: Commentary*, 4 vols, Geneva, ICRC, 1952-1960. Vol. I. *Geneva Convention for the Amelioration of the Conditions of the Wounded and Sick in Armed Forces in the Field*, in particular pp. 297-339; Claude Pilloud, "Reservations to the Geneva Conventions of 1949", ICRC, Geneva, 1976, 47 pp (off-print from the *International Review of the Red Cross*, No. 180, March 1976, pp. 107-124; No. 181, April 1976, pp. 195-221). Shabtai Roseme, "The Red Cross, Red Crescent, Red Lion and Sun and the Red Shield of David", Israel Yearbook on Human Rights, Vol. 5, 1975, pp. 1-46; Cornelio Sommaruga, "Unity and plurality of the emblems", ICRC, Geneva, 1992 (offprint from the *International Review of the Red Cross*, No. 289, July-August 1992, pp. 333-338). Standing Commission of the Red Cross and Red Crescent, 28th International Conference of the Red Cross and Red Crescent, Geneva, 2-6 December 2003, *Report on the Follow-up of the Resolution 3 of the 27th International Conference on the Emblem*, Geneva 2003. Donald D. Tansley, Final Report: An Agenda for Red Cross- Reappraisal of the role of the Red Cross, Henry Dunant Institute, Geneva, 1975, in particular pp. 125-127.
- なお、新たな文献と情報として、以下の赤十字国際委員会（ウエブサイト）を随時参照。
- (4) François Bugnion, "The emblem of the Red Cross: A brief history", ICRC, Geneva, 1977, 81 pp. (off-print from the *International Review of the Red Cross*, No. 194, April 1977, pp. 167-190; No. 195, May 1977, pp. 229-256; No. 196, June 1977, pp. 283-298), offprint.

pp. 61-67; p. 70.

- (5) 「赤十字標章、赤十字社、植民地」(河合利修編『赤十字史料による人道活動の展開に関する研究 報告書』) 参照。
- (6) François Bugnion, "The emblem of the Red Cross: A brief history", p. 70.
- (7) François Bugnion, "The emblem of the Red Cross: A brief history", p. 67.
- (8) 注2参照。
- (9) マックス・フリーベール「序文」、ピクテ『赤十字の諸原則』、二―三頁。
- (10) 植民地の時代の国際赤十字運動と赤十字社の歴史、「満州国赤十字社」の創設をめぐる問題については、拙稿「赤十字標章、赤十字社、植民地」(河合利修編『赤十字史料による人道活動の展開に関する研究 報告書』) とくに四二―四五頁。赤十字社と「帝国臣民化」の問題は今後の課題である。